

令和7年9月30日

長野県白馬村「宿泊税」の新設

長野県白馬村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される白馬村宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長野県白馬村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	白馬村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・6千円以上2万円未満 150円（制度開始3年間は100円） ・2万円以上5万円未満 350円（同上 300円） ・5万円以上10万円未満 850円（同上 800円） ・10万円以上 1,850円（同上 1,800円）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.5億円
課税免除等	・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約0.3億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月18日 白馬村議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月31日 総務大臣協議
- ・令和7年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和8年 6月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田理事官、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。